

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第95号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部改正（文書課）	2
○有害興行の指定（青少年課）	2
○土地改良区営に係る土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（農地整備課）	3
○県営土地改良事業の緊急耐震工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○同 上（同）	4
○同 上（同）	4
○公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○同 上（同）	4
○同 上（同）	5
○同 上（同）	5
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○同 上（同）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	6
○車両制限令に基づく道路の指定（同）	6
○河川保全区域の指定（河川整備課）	7
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○同 上（同）	8
○土砂災害警戒区域の指定（同）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○平成19年兵庫県告示第345号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	11
○平成23年兵庫県告示第1262号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○平成23年兵庫県告示第346号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○平成19年兵庫県告示第689号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○平成20年兵庫県告示第917号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	12
○平成22年兵庫県告示第277号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○平成19年兵庫県告示第674号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	13
○土砂災害特別警戒区域の指定（同）	13
○同 上（同）	16
○同 上（同）	18
○同 上（同）	20
○同 上（同）	22
○同 上（同）	24
○同 上（同）	24
○同 上（同）	32
○同 上（同）	38
○都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	49
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	49
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	50
○土地区画整理組合の解散認可（同）	50
○平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計課）	50

公 告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）…………… 51
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて
（同）…………… 52
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…………… 55
- 同 上（同）…………… 55

選挙管理委員会告示

- 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、
政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正 …… 56

公安委員会規則

- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 …… 57

正 誤

- 令和元年11月12日付け兵庫県公報号外中 …… 57
- 同 上 …… 57
- 同 上 …… 58
- 令和元年12月20日付け兵庫県公報号外中 …… 58

公布された法令のあらまし

●警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）
令和2年度政府予算案において、被留置者食糧費が1日1人当たり1,216円とされることに伴い、警察本部又は警察署において身体を拘束されている者の食料の支給額を次の表のとおり改めることとした。

区 分	改 正 前	改 正 後
朝 食	400円	405円
昼 食	400円	405円
夕 食	401円	406円
合 計	1,201円	1,216円

告 示

兵庫県告示381号

平成12年兵庫県告示第1244号の2（情報公開条例に基づく法人の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

告示文中「第31条第1項」を「第31条の2第1項」に改め、「兵庫県住宅供給公社」、「兵庫県土地開発公社」及び「兵庫県道路公社」を削る。



兵庫県告示第382号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	ナイフ・プラス・ハート (原題) UN COUTEAU DANS LECOEUR (KNIFE+HEART)	キノフィルムズ
同	囀る鳥は羽ばたかない The clouds gather	ティ・ジョイ
同	どすけべサラリーマン快樂処世篇	新東宝映画
同	ミッドサマー [ディレクターズカット版] (原題) MIDSOMMAR	ファントム・フィルム



兵庫県告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第3項の規定により、令和2年3月13日区営土地改良事業（土地改良総合整備事業慶野地区）の換地処分を行った旨の届出があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名
慶野土地改良区	慶野地区



兵庫県告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、緊急耐震工事計画を令和2年3月17日に定めたので、緊急耐震工事計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	向池地区	令和2年3月31日から 同 年4月20日まで	太子町役場



兵庫県告示第385号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年3月17日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
西宮市国見台地内



兵庫県告示第386号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年2月25日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
芦屋市三条町地内



兵庫県告示第387号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年3月24日から同年6月30日まで
- 3 作業地域
上郡町休治地内



兵庫県告示第388号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間
令和元年10月15日から令和2年2月28日まで
- 3 作業地域
姫路市、加古川市及び宍粟市の各一部



兵庫県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月7日から令和2年3月11日まで
- 3 作業地域
尼崎市玄番北之町、建家町及び西本町八丁目地内ほか



兵庫県告示第390号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年10月1日から令和2年3月13日まで
- 3 作業地域
尼崎市大高洲町及び東高洲町地内



兵庫県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年1月21日から同年3月16日まで
- 3 作業地域
尼崎市常吉一丁目地内



兵庫県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 中島姫路停車場線	姫路市南条522番から 同 市北条1丁目98番まで	旧	4.0から 58.0まで	1,920.0	

		新	18.0から 42.0まで	1,308.0	
--	--	---	------------------	---------	--



兵庫県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月31日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木宍粟線	加西市北条町西高室字丸山ノ下285番6から 同市北条町北条字溝川92番3まで	旧	9.0から 47.0まで	744.0	
		新	9.0から 45.0まで	700.0	
県道 多可北条線	加西市北条町横尾字池田344番1から 同市北条町東南字岩ヶ鼻85番1まで 加西市北条町横尾字池田344番1から 同市北条町北条字溝川1番2まで	旧	12.0から 17.0まで	294.0	
		新	15.0から 22.0まで	63.0	



兵庫県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年3月31日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 千種新宮線	佐用郡佐用町志文字尾木242番1から 同郡同町志文字尾木183番13まで	旧	5.0から 12.0まで	206.0	
		新	6.0から 22.0まで	212.0	



兵庫県告示第395号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が

4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
県道 二見港土山線	明石市二見町南二見7番3から 同市二見町西二見字イヤノ上1249番1まで

2 指定する期日

令和2年4月1日

3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。



兵庫県告示第396号

千種川水系に係る二級河川千種川について、河川法（昭和39年法律第167号）第54条第1項の区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、兵庫県県土整備部土木局河川整備課及び西播磨県民局光都土木事務所に備え置いて、令和2年3月31日から2週間縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

次の図面の茶色で着色した区域
(図面省略)



兵庫県告示第397号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番

飯 谷 豊 岡 市	城崎町飯谷	猪 谷	873番の一部、883番2の一部、883番2地先の水路敷の一部
		堂 ノ 上	884番1の一部、884番2、885番1、886番、887番1、887番2、888番から890番まで、891番1、891番2、892番1、892番2、893番1、893番2、894番、894番1、895番、896番、897番1、898番、899番の一部、900番、901番、902番1、903番1、903番2、904番1、905番の一部、906番、907番1、907番2、908番、884番2地先の道路敷、888番地先の道路敷の一部、905番から908番に至る地先の道路敷の一部、885番1から896番に至る地先の水路敷、884番1から904番1に至る地先の水路敷の一部
		和 田	909番から911番まで、912番1、912番2、914番から917番まで、917番1、918番から924番まで、925番の一部、926番、927番、928番の一部、928番1、929番の一部、930番、914番から917番に至る地先の道路敷、925番地先の道路敷の一部、911番地先の水路敷、919番及び923番地先の水路敷



兵庫県告示第398号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び新温泉町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
飯 野	美 方 郡	新温泉町	飯 野	片 岡	1816番の一部、1819番の一部、1820番1から1820番3までの各一部、1821番の一部、1822番1から1822番3まで、1823番の一部、1826番、1827番1、1827番2、1828番、1830番、1832番から1835番まで、1839番の一部、1839番1、1840番の一部、1841番、1842番の一部、1843番1、1843番2、1844番の一部、1845番3の一部、1850番の一部、1819番から1820番1に至る地先の道路敷の一部、1827番1地先の道路敷の一部、1835番地先の道路敷、1850番地先の道路敷の一部
				宮 垣	1861番1の一部、1862番の一部、1885番1の一部、1885番2の一部、1886番の一部、

				1887番、1888番の一部、1862番地先の道路敷の一部、1885番2から1888番に至る地先の道路敷の一部、1861番1から1886番に至る地先の水路敷の一部、1885番1から1885番2に至る地先の水路敷の一部
--	--	--	--	--



兵庫県告示第399号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
一庫(2) I (118000128)	川西市一庫（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
一庫(3) I (118000129)	川西市一庫（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
一庫(4) I (118000130)	川西市一庫（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
一庫(2) II (118000131)	川西市一庫（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
東畦野(5) I (118000132)	川西市東畦野（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
平野(4) II (118000133)	川西市平野（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
笹部 I (218000045)	川西市笹部（別図7のとおり）	土石流

（別図1から別図7までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第400号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
丹治向山川 (231020073)	多可郡多可町加美区丹治（別図1のとおり）	土石流

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置

いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上垣(3) I (123030147)	養父市大屋町大屋市場（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
横行(2) I-2 (123030148)	養父市大屋町横行（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
中間(2) I-2 (123030149)	養父市大屋町中間（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
中間(5) I-2 (123030150)	養父市大屋町中間（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
筏(1) (急) I-2 (123030151)	養父市大屋町筏（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
瓜原(急) I-2 (123030152)	養父市大屋町大杉（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
明延(急) I-2 (123030153)	養父市大屋町明延（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
夏梅(2) (急) I-2 (123030154)	養父市大屋町夏梅（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮ノ段(急) I-2 (123030155)	養父市大屋町樽見（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図9までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大門(急) I-2 (126040161)	朝来市新井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第403号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
辻(2)Ⅱ (122010364)	丹波篠山市辻（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
西浜谷(2)Ⅱ (122010365)	丹波篠山市西浜谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
大熊(2)Ⅰ (122010366)	丹波篠山市大熊（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥畑(3)Ⅱ (122010367)	丹波篠山市奥畑（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
奥畑(4)Ⅱ (122010368)	丹波篠山市奥畑（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
畑宮(1)Ⅰ (122010369)	丹波篠山市畑宮（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
上宿(1)Ⅱ (122010370)	丹波篠山市上宿（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
曾地口(1)Ⅰ (122010371)	丹波篠山市曾地口（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊
西荘(2)Ⅰ (122010372)	丹波篠山市西荘（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊
八上上(1)Ⅰ (122010373)	丹波篠山市八上上（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊
小多田(6)Ⅰ (122010374)	丹波篠山市小多田（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊
後川下(3)Ⅰ (122010375)	丹波篠山市後川下（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図12までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第404号

平成19年兵庫県告示第345号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

大原野(6)Ⅱ（115000016）の項中別図16、大原野(2)Ⅱ（115000021）の項中別図21、境野(1)Ⅱ（115000023）の項中別図23、境野(3)Ⅲ（115000028）の項中別図28、平田Ⅱ（115000033）の項中別図33、検見東谷Ⅰ（215000034）の項中別図77を次の図面のとおり改める。



兵庫県告示第409号

平成22年兵庫県告示第277号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

奥田路(5)Ⅱ（126040013）の項中別図13、中田路(4)Ⅱ（126040020）の項中別図20、中田路Ⅰ（126040021）の項中別図21、口田路(7)Ⅱ（126040036）の項中別図36、佐中(1)Ⅱ（126040040）の項中別図40、以後Ⅰ（126040084）の項中別図84、八代(1)Ⅱ（126040094）の項中別図94、大門（急）Ⅰ（126040100）の項中別図100、上地(1)Ⅰ（126040126）の項中別図126、上八代(3)Ⅱ（126040130）の項中別図130、徳寿庵(2)Ⅰ（126040144）の項中別図144、糸谷川Ⅱ（226040044）の項中別図204、木之内川Ⅰ（226040097）の項中別図257、物部倉谷川Ⅰ（226040099）の項中別図259を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第410号

平成19年兵庫県告示第674号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

西荘Ⅰ（122010183）の項中別図26、曾地中(6)Ⅱ（122010201）の項中別図44、曾地中(8)Ⅱ（122010203）の項中別図46、後川奥(1)Ⅰ（122010224）の項中別図67、後川新田(1)Ⅰ（122010233）の項中別図76、後川上(1)Ⅱ（122010238）の項中別図81、後川新田(2)Ⅲ（122010253）の項中別図96、曾地奥川Ⅰ（222010143）の項中別図121、サカイ谷川Ⅱ（222010165）の項中別図143、押ヶ谷川Ⅰ（222010183）の項中別図161を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第411号

平成23年兵庫県告示第349号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

知足(1)Ⅰ（122010266）の項中別図12、奥畑(1)Ⅰ（122010274）の項中別図20、奥畑(2)Ⅰ（122010275）の項中別図21、和田Ⅰ（122010277）の項中別図23、小多田(5)Ⅰ（122010290）の項中別図36、矢代(1)Ⅱ（122010294）の項中別図40、西浜谷Ⅱ（122010296）の項中別図42、東浜谷Ⅱ（122010297）の項中別図43、瀬利(2)Ⅱ（122010309）の項中別図55、瀬利(4)Ⅱ（122010311）の項中別図57、奥畑(2)Ⅱ（122010319）の項中別図65を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第412号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

芝Ⅲ (115000001)	宝塚市下佐曾利（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
大藪Ⅱ (115000003)	宝塚市下佐曾利（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
福本(1)Ⅱ (115000004)	宝塚市下佐曾利（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
福本(2)Ⅱ (115000005)	宝塚市下佐曾利（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西川Ⅰ (115000006)	宝塚市下佐曾利（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
角Ⅱ (115000007)	宝塚市下佐曾利（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
中山Ⅱ (115000008)	宝塚市下佐曾利（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
道谷Ⅰ (115000010)	宝塚市長谷（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北畑Ⅱ (115000011)	宝塚市長谷（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
道谷Ⅱ (115000012)	宝塚市長谷（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
岩坪Ⅱ (115000013)	宝塚市大原野（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大原野Ⅱ (115000014)	宝塚市大原野（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大原野(5)Ⅱ (115000015)	宝塚市大原野（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大原野(6)Ⅱ (115000016)	宝塚市大原野（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
大原野(3)Ⅱ (115000017)	宝塚市大原野（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
大原野(4)Ⅱ (115000018)	宝塚市大原野（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
大原野Ⅰ (115000019)	宝塚市大原野（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大原野(7)Ⅱ (115000020)	宝塚市大原野（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大原野(2)Ⅱ (115000021)	宝塚市大原野（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
境野Ⅰ (115000022)	宝塚市大原野（別図20のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

境野(1)Ⅱ (115000023)	宝塚市境野(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
境野(2)Ⅱ (115000024)	宝塚市境野(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
境野(3)Ⅱ (115000025)	宝塚市境野(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
境野(1)Ⅲ (115000026)	宝塚市境野(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
境野(2)Ⅲ (115000027)	宝塚市境野(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
境野(3)Ⅲ (115000028)	宝塚市玉瀬(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
玉瀬(2)Ⅲ (115000029)	宝塚市玉瀬(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
玉瀬(3)Ⅲ (115000030)	宝塚市玉瀬(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
玉瀬(1)Ⅲ (115000031)	宝塚市玉瀬(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
前田Ⅰ (115000032)	宝塚市玉瀬(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
平田Ⅱ (115000033)	宝塚市玉瀬(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
津賀Ⅱ (115000034)	宝塚市玉瀬(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
細尾Ⅰ (115000035)	宝塚市玉瀬(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
玉瀬(5)Ⅲ (115000037)	宝塚市玉瀬(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大岩谷Ⅰ (115000038)	宝塚市玉瀬(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
玉瀬(4)Ⅲ (115000039)	宝塚市切畑(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
堂山Ⅲ (115000040)	宝塚市切畑(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
奥ノ谷Ⅲ (115000041)	宝塚市切畑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
奥ノ谷Ⅱ (115000042)	宝塚市切畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
奥ノ焼Ⅱ (115000044)	宝塚市玉瀬(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

検見(1)Ⅱ (115000045)	宝塚市切畑(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
イヅリハ(1)Ⅱ (115000047)	宝塚市玉瀬(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
イヅリハ(3)Ⅰ (115000053)	宝塚市玉瀬(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鳥脇(1)Ⅰ (115000054)	宝塚市切畑(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
鳥脇(2)Ⅰ (115000055)	宝塚市切畑(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上佐曾利谷1Ⅱ (215000014)	宝塚市上佐曾利(別図46のとおり)	土石流	別図46のとおり
下佐曾利谷Ⅱ (215000019)	宝塚市下佐曾利(別図47のとおり)	土石流	別図47のとおり
玉瀬谷Ⅱ (215000029)	宝塚市玉瀬(別図48のとおり)	土石流	別図48のとおり
検見東谷Ⅰ (215000034)	宝塚市切畑(別図49のとおり)	土石流	別図49のとおり
立合新田谷3Ⅱ (215000035)	宝塚市切畑(別図50のとおり)	土石流	別図50のとおり

(別図1から別図50までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第413号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒川田中Ⅰ (118000001)	川西市黒川(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
黒川Ⅰ (118000002)	川西市黒川(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
黒川奥滝谷Ⅰ (118000003)	川西市黒川(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
山原Ⅰ (118000005)	川西市緑が丘1丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

緑が丘 I (118000006)	川西市緑が丘 1 丁目 (別図 5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山原(2) I (118000007)	川西市山原 1 丁目 (別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大和西(1) I (118000008)	川西市大和西 5 丁目 (別図 7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
笹部 I (118000010)	川西市大和西 5 丁目 (別図 8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大和東(2) I (118000011)	川西市大和東 4 丁目 (別図 9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東畦野(3) I (118000016)	川西市東畦野 1 丁目 (別図 10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
黒川大原(1) II (118000079)	川西市黒川 (別図11のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
黒川大原(2) II (118000080)	川西市黒川 (別図12のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
黒川大原(3) II (118000081)	川西市黒川 (別図13のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
黒川大峰 II (118000082)	川西市黒川 (別図14のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
笹部(2) II (118000085)	川西市笹部 3 丁目 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東畦野(2) II (118000086)	川西市長尾町 (別図16のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
西畦野 II (118000088)	川西市西畦野 (別図17のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黒川大上 III (118000109)	川西市黒川 (別図18のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
東畦野(2) III (118000114)	川西市東畦野山手 1 丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
一庫(2) I (118000128)	川西市一庫 (別図20のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
一庫(3) I (118000129)	川西市一庫 (別図21のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
一庫(4) I (118000130)	川西市一庫 (別図22のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
一庫(2) II (118000131)	川西市一庫 (別図23のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
平野(4) II (118000133)	川西市平野 (別図24のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり

大上川 I (218000003)	川西市黒川 (別図25のとおり)	土石流	別図25のとおり
石打谷川 I (218000004)	川西市黒川 (別図26のとおり)	土石流	別図26のとおり
国崎谷 I (218000005)	川西市国崎 (別図27のとおり)	土石流	別図27のとおり
猪谷川 I (218000006)	川西市笹部 (別図28のとおり)	土石流	別図28のとおり
正覚池谷川 I (218000007)	川西市笹部 (別図29のとおり)	土石流	別図29のとおり
笹部谷 I (218000008)	川西市笹部 (別図30のとおり)	土石流	別図30のとおり
下財谷川 I (218000009)	川西市山下 (別図31のとおり)	土石流	別図31のとおり
山下谷川 I (218000010)	川西市山下 (別図32のとおり)	土石流	別図32のとおり
西畦野谷 I (218000011)	川西市西畦野 (別図33のとおり)	土石流	別図33のとおり
新滝川 II (218000027)	川西市黒川 (別図34のとおり)	土石流	別図34のとおり

(別図1から別図34までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神北県民局宝塚土木事務所及び川西市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
住吉A II (114010052)	西脇市住吉町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
住吉C II (114010053)	西脇市住吉町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
住吉D II (114010054)	西脇市住吉町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
住吉E II (114010055)	西脇市住吉町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

住吉FⅡ (114010056)	西脇市住吉町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
住吉GⅡ (114010057)	西脇市住吉町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
住吉HⅡ (114010058)	西脇市住吉町（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
住吉IⅡ (114010059)	西脇市住吉町（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
住吉(1)Ⅲ (114010060)	西脇市住吉町（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中畑Ⅰ (114010062)	西脇市中畑町（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
中畑DⅡ (114010063)	西脇市中畑町（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中畑EⅡ (114010064)	西脇市中畑町（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中畑CⅡ (114010065)	西脇市中畑町（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中畑BⅡ (114010066)	西脇市中畑町（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中畑AⅡ (114010067)	西脇市中畑町（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中畑Ⅲ (114010068)	西脇市中畑町（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
比延(2)Ⅲ (114010071)	西脇市比延町（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
塚口(1)Ⅲ (114010072)	西脇市鹿野町（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
塚口(2)Ⅲ (114010073)	西脇市塚口町（別図19のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
アヲシガ 伊谷右支溪第一Ⅰ (214010037)	西脇市住吉町（別図20のとおり）	土石流	別図20のとおり
畑谷川左支溪第四Ⅰ (214010039)	西脇市住吉町（別図21のとおり）	土石流	別図21のとおり
畑谷川左支溪第三Ⅰ (214010040)	西脇市住吉町（別図22のとおり）	土石流	別図22のとおり
畑谷川右支溪第四Ⅱ (214010042)	西脇市住吉町（別図23のとおり）	土石流	別図23のとおり

龍原谷川Ⅱ (214010044)	西脇市住吉町（別図24のとおり）	土石流	別図24のとおり
畑谷川右支溪第五Ⅱ (214010046)	西脇市住吉町（別図25のとおり）	土石流	別図25のとおり
畑谷川左支溪第五Ⅱ (214010047)	西脇市住吉町（別図26のとおり）	土石流	別図26のとおり
机谷川Ⅱ (214010048)	西脇市住吉町（別図27のとおり）	土石流	別図27のとおり
住吉川3Ⅱ (214010050)	西脇市住吉町（別図28のとおり）	土石流	別図28のとおり
畑谷川右支溪第二Ⅰ (214010053)	西脇市中畑町（別図29のとおり）	土石流	別図29のとおり
中畑川1Ⅰ (214010054)	西脇市中畑町（別図30のとおり）	土石流	別図30のとおり
畑谷川左支溪第一Ⅰ (214010056)	西脇市中畑町（別図31のとおり）	土石流	別図31のとおり
西光寺谷川Ⅰ (214010057)	西脇市中畑町（別図32のとおり）	土石流	別図32のとおり
畑谷川右支溪第三Ⅱ (214010058)	西脇市中畑町（別図33のとおり）	土石流	別図33のとおり
畑谷川右支溪第一Ⅱ (214010065)	西脇市上比延町（別図34のとおり）	土石流	別図34のとおり

（別図1から別図34までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
与呂木Ⅰ (116010001)	三木市与呂木（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
上の丸(1)Ⅰ (116010002)	三木市上の丸町（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上の丸(2)Ⅰ (116010003)	三木市上の丸町（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

本町(1) I (116010005)	三木市本町2丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
本町(3) I (116010006)	三木市本町3丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
本町(4) I (116010007)	三木市本町3丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
福井(1) I (116010008)	三木市福井3丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
福井(2) I (116010009)	三木市福井3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
大村 I (116010010)	三木市大村(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
福井(3) I (116010011)	三木市福井3丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
本町(2) II (116010012)	三木市本町2丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
与呂木 A II (116010013)	三木市与呂木(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
正法寺 I (116010017)	三木市別所町正法寺(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
下石野(1) I (116010018)	三木市別所町下石野(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
和田 II (116010021)	三木市別所町和田(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
石野 II (116010022)	三木市別所町石野(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
前 I (116010023)	三木市志染町三津田(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
十力 II (116010024)	三木市志染町戸田(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
安福田 II (116010025)	三木市志染町安福田(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
井上 B II (116010027)	三木市志染町井上(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
戸田 A II (116010031)	三木市志染町戸田(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
戸田 B II (116010032)	三木市志染町戸田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
三津田 A II (116010033)	三木市志染町三津田(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

三津田EⅡ (116010037)	三木市志染町三津田（別図24のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
三津田FⅡ (116010038)	三木市志染町三津田（別図25のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
細目BⅡ (116010039)	三木市志染町細目（別図26のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
細目AⅡ (116010040)	三木市志染町細目（別図27のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
戸田DⅡ (116010041)	三木市志染町戸田（別図28のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
安福田(1)Ⅲ (116010042)	三木市志染町安福田（別図29のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
安福田(2)Ⅲ (116010043)	三木市志染町安福田（別図30のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
三津田Ⅲ (116010044)	三木市志染町三津田（別図31のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
四合谷Ⅲ (116010045)	三木市志染町四合谷（別図32のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
緑ヶ丘Ⅰ (116010080)	三木市緑が丘町本町1丁目（別図33のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西(1)Ⅰ (116010081)	三木市緑が丘町西1丁目（別図34のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
東自由ヶ丘(1)(1)Ⅰ (116010082)	三木市志染町東自由が丘1丁目（別図35のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
三津田Ⅰ (216010017)	三木市志染町三津田（別図36のとおり）	土石流	別図36のとおり

（別図1から別図36までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び三木市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山寄上(1)Ⅱ (131020001)	多可郡多可町加美区山寄上（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

山寄上(2)Ⅲ (131020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
清水(1)Ⅰ (131020010)	多可郡多可町加美区清水 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
清水(2)Ⅱ (131020011)	多可郡多可町加美区清水 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
市原(1)Ⅲ (131020013)	多可郡多可町加美区市原 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
市原(2)Ⅱ (131020014)	多可郡多可町加美区市原 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
丹治Ⅲ (131020015)	多可郡多可町加美区丹治 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
三谷Ⅱ (131020016)	多可郡多可町加美区三谷 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
箸荷(1)Ⅱ (131020017)	多可郡多可町加美区箸荷 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
箸荷(2)Ⅱ (131020018)	多可郡多可町加美区箸荷 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大袋Ⅲ (131020019)	多可郡多可町加美区大袋 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
箸荷(4)Ⅱ (131020021)	多可郡多可町加美区箸荷 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
観音寺Ⅰ (131020022)	多可郡多可町加美区観音寺 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
山寄上谷Ⅰ (231020002)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図14のとおり)	土石流	別図14のとおり
田中北谷Ⅱ (231020004)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図15のとおり)	土石流	別図15のとおり
アンガイチ南谷Ⅱ (231020008)	多可郡多可町加美区山寄上 (別図16のとおり)	土石流	別図16のとおり
大小谷Ⅰ (231020012)	多可郡多可町加美区清水 (別図17のとおり)	土石流	別図17のとおり
清水東谷川Ⅰ (231020013)	多可郡多可町加美区清水 (別図18のとおり)	土石流	別図18のとおり
丹治東谷川Ⅰ (231020018)	多可郡多可町加美区丹治 (別図19のとおり)	土石流	別図19のとおり
上山Ⅱ (231020020)	多可郡多可町加美区丹治 (別図20のとおり)	土石流	別図20のとおり
三谷谷川Ⅱ (231020022)	多可郡多可町加美区三谷 (別図21のとおり)	土石流	別図21のとおり

仏谷 I (231020024)	多可郡多可町加美区箸荷 (別図22のとおり)	土石流	別図22のとおり
門村谷 I (231020031)	多可郡多可町加美区門村 (別図23のとおり)	土石流	別図23のとおり
丹治向山川 (231020073)	多可郡多可町加美区丹治 (別図24のとおり)	土石流	別図24のとおり

(別図1から別図24までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥中(4)Ⅱ (131010012)	多可郡多可町中区奥中(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、北播磨県民局加東土木事務所及び多可町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横行(4)Ⅰ (123030002)	養父市大屋町横行(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
横行(2)Ⅰ (123030003)	養父市大屋町横行(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
横行(3)Ⅰ (123030005)	養父市大屋町横行(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
横行(6)Ⅰ (123030006)	養父市大屋町横行(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
横行(1)Ⅱ (123030007)	養父市大屋町横行(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり

横行(2)Ⅱ (123030008)	養父市大屋町横行(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
横行(3)Ⅱ (123030009)	養父市大屋町横行(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥若杉(1)Ⅰ (123030011)	養父市大屋町若杉(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥若杉(2)Ⅰ (123030012)	養父市大屋町若杉(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
大谷(1)Ⅱ (123030013)	養父市大屋町若杉(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
大谷(2)Ⅱ (123030014)	養父市大屋町若杉(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
大谷(3)Ⅱ (123030015)	養父市大屋町若杉(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
大谷(4)Ⅱ (123030016)	養父市大屋町若杉(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
若杉(1)Ⅱ (123030018)	養父市大屋町若杉(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
若杉(4)Ⅱ (123030019)	養父市大屋町若杉(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
若杉(5)Ⅱ (123030020)	養父市大屋町若杉(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
若杉(6)Ⅱ (123030021)	養父市大屋町若杉(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
若杉(9)Ⅱ (123030023)	養父市大屋町若杉(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
若杉(11)Ⅱ (123030025)	養父市大屋町若杉(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥若杉(1)Ⅱ (123030026)	養父市大屋町若杉(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
奥若杉(3)Ⅱ (123030027)	養父市大屋町若杉(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中間(2)Ⅰ (123030030)	養父市大屋町中間(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
中間(5)Ⅰ (123030033)	養父市大屋町中間(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
筏(1)(急)Ⅰ (123030034)	養父市大屋町筏(別図24の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
筏(3)Ⅰ (123030036)	養父市大屋町筏(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

筏(4) I (123030037)	養父市大屋町筏 (別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
筏(2) II (123030039)	養父市大屋町筏 (別図27の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
筏(3) II (123030040)	養父市大屋町筏 (別図28の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
蔵垣(1) I (123030041)	養父市大屋町蔵垣 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
蔵垣(2) I (123030042)	養父市大屋町蔵垣 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
蔵垣(1) II (123030043)	養父市大屋町蔵垣 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
蔵垣(2) II (123030044)	養父市大屋町蔵垣 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
蔵垣(3) II (123030045)	養父市大屋町蔵垣 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
瓜原(急) I (123030047)	養父市大屋町大杉 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大杉(2) I (123030048)	養父市大屋町大杉 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
瓜原II (123030049)	養父市大屋町蔵垣 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大杉(1) II (123030050)	養父市大屋町大杉 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
笠谷 I (123030052)	養父市大屋町笠谷 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
笠谷(1) II (123030053)	養父市大屋町笠谷 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
笠谷(2) II (123030054)	養父市大屋町笠谷 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
笠谷(4) II (123030056)	養父市大屋町大屋市場 (別 図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
加保 II (123030059)	養父市大屋町加保 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
北星 I (123030060)	養父市大屋町明延 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
観音町(1) I (123030061)	養父市大屋町明延 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
桜ヶ丘 I (123030062)	養父市大屋町明延 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり

明延(急)Ⅰ (123030063)	養父市大屋町明延(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
明盛(2)Ⅰ (123030064)	養父市大屋町明延(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
明盛(1)Ⅱ (123030066)	養父市大屋町明延(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
明盛(2)Ⅱ (123030067)	養父市大屋町明延(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
明盛(4)Ⅱ (123030069)	養父市大屋町明延(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
明延Ⅱ (123030070)	養父市大屋町明延(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
古屋(1)Ⅰ (123030071)	養父市大屋町和田(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
古屋(2)Ⅰ (123030072)	養父市大屋町和田(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
古屋(3)Ⅰ (123030073)	養父市大屋町和田(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
古屋(4)Ⅰ (123030074)	養父市大屋町和田(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
奈良辺(1)Ⅰ (123030075)	養父市大屋町和田(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
奈良辺(2)Ⅰ (123030076)	養父市大屋町和田(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
柳(1)Ⅱ (123030077)	養父市大屋町和田(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
柳(2)Ⅱ (123030078)	養父市大屋町和田(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
柳(3)Ⅱ (123030079)	養父市大屋町和田(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
柳(4)Ⅱ (123030080)	養父市大屋町和田(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
柳(5)Ⅱ (123030081)	養父市大屋町和田(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
柳(6)Ⅱ (123030082)	養父市大屋町和田(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
柳(7)Ⅱ (123030083)	養父市大屋町和田(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
古屋(1)Ⅱ (123030084)	養父市大屋町和田(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり

古屋(2)Ⅱ (123030085)	養父市大屋町和田(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
奈良辺(1)Ⅱ (123030086)	養父市大屋町和田(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奈良辺(2)Ⅱ (123030087)	養父市大屋町和田(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
奈良辺(3)Ⅱ (123030088)	養父市大屋町和田(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
田淵Ⅱ (123030089)	養父市大屋町和田(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
門屋Ⅰ (123030090)	養父市大屋町門野(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
門屋Ⅱ (123030091)	養父市大屋町門野(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
新田(1)Ⅰ (123030092)	養父市大屋町門野(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
新田(2)Ⅰ (123030093)	養父市大屋町門野(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
須西(2)Ⅰ (123030094)	養父市大屋町須西(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
須西(1)Ⅰ (123030095)	養父市大屋町須西(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
下浦(1)Ⅱ (123030096)	養父市大屋町須西(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
下浦(2)Ⅱ (123030097)	養父市大屋町須西(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
下浦(3)Ⅱ (123030098)	養父市大屋町須西(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
下浦(4)Ⅱ (123030099)	養父市大屋町須西(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
下浦(5)Ⅱ (123030100)	養父市大屋町須西(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
下浦(6)Ⅱ (123030101)	養父市大屋町須西(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
下浦(7)Ⅱ (123030102)	養父市大屋町須西(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
須西Ⅱ (123030103)	養父市大屋町須西(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
宮本(2)Ⅰ (123030104)	養父市大屋町宮本(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり

宮本(1) I (123030105)	養父市大屋町宮本 (別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
宮本(3) I (123030106)	養父市大屋町宮本 (別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
宮本(1) II (123030107)	養父市大屋町宮本 (別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
宮本(2) II (123030108)	養父市大屋町宮本 (別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
宮本(3) II (123030109)	養父市大屋町宮本 (別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
宮本(4) II (123030110)	養父市大屋町宮本 (別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
糸原(1) I (123030111)	養父市大屋町糸原 (別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
糸原(2) I (123030112)	養父市大屋町糸原 (別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
糸原(3) II (123030114)	養父市大屋町糸原 (別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
糸原(4) II (123030115)	養父市大屋町糸原 (別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
糸原(5) II (123030116)	養父市大屋町糸原 (別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
田野 II (123030117)	養父市大屋町糸原 (別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大屋市場 I (123030118)	養父市大屋町加保 (別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
上垣(1) I (123030119)	養父市大屋町大屋市場 (別 図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
上垣(2) I (123030120)	養父市大屋町大屋市場 (別 図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
夏梅(1) (急) I (123030121)	養父市大屋町夏梅 (別図101 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
夏梅(2) (急) I (123030122)	養父市大屋町夏梅 (別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
夏梅(1) II (123030124)	養父市大屋町夏梅 (別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
夏梅(2) II (123030125)	養父市大屋町夏梅 (別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
おうみ I (123030127)	養父市大屋町中 (別図105の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり

中(1) I (123030128)	養父市大屋町中 (別図106の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
中(2) I (123030129)	養父市大屋町中 (別図107の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
由良(1) II (123030130)	養父市大屋町由良 (別図108 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
由良(2) II (123030131)	養父市大屋町由良 (別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
由良(3) II (123030132)	養父市大屋町由良 (別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
宮ノ段(急) I (123030133)	養父市大屋町樽見 (別図111 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
樽見(1) II (123030135)	養父市大屋町樽見 (別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
樽見(2) II (123030136)	養父市大屋町樽見 (別図113 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
樽見(3) II (123030137)	養父市大屋町樽見 (別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
樽見(4) II (123030138)	養父市大屋町樽見 (別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
奥(1) II (123030140)	養父市大屋町上山 (別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
奥(2) II (123030141)	養父市大屋町上山 (別図117 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
宮垣 I (123030142)	養父市大屋町宮垣 (別図118 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
姫ノ宮 II (123030144)	養父市大屋町宮垣 (別図119 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上垣(3) I (123030147)	養父市大屋町大屋市場 (別 図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
フレ谷川 II (223030003)	養父市大屋町横行 (別図121 のとおり)	土石流	別図121のとおり
奥山川(1) I (223030005)	養父市大屋町若杉 (別図122 のとおり)	土石流	別図122のとおり
大小路川 I (223030006)	養父市大屋町若杉 (別図123 のとおり)	土石流	別図123のとおり
上大谷川 II (223030010)	養父市大屋町若杉 (別図124 のとおり)	土石流	別図124のとおり
下大谷川 II (223030011)	養父市大屋町若杉 (別図125 のとおり)	土石流	別図125のとおり

若杉向山川Ⅱ (223030012)	養父市大屋町若杉（別図126のとおり）	土石流	別図126のとおり
片山川Ⅱ (223030016)	養父市大屋町中間（別図127のとおり）	土石流	別図127のとおり
日代谷川Ⅰ (223030018)	養父市大屋町筏（別図128のとおり）	土石流	別図128のとおり
安座原川Ⅰ (223030019)	養父市大屋町筏（別図129のとおり）	土石流	別図129のとおり
神子谷川Ⅰ (223030023)	養父市大屋町蔵垣（別図130のとおり）	土石流	別図130のとおり
西側第1川Ⅰ (223030035)	養父市大屋町明延（別図131のとおり）	土石流	別図131のとおり
西側第3川Ⅰ (223030036)	養父市大屋町明延（別図132のとおり）	土石流	別図132のとおり
古屋口川Ⅰ (223030041)	養父市大屋町和田（別図133のとおり）	土石流	別図133のとおり
くろんだ川Ⅱ (223030044)	養父市大屋町和田（別図134のとおり）	土石流	別図134のとおり
奥佐治見川Ⅱ (223030045)	養父市大屋町和田（別図135のとおり）	土石流	別図135のとおり
佐治見川Ⅱ (223030046)	養父市大屋町和田（別図136のとおり）	土石流	別図136のとおり
下浦川Ⅰ (223030050)	養父市大屋町須西（別図137のとおり）	土石流	別図137のとおり
コム谷川Ⅱ (223030052)	養父市大屋町門野（別図138のとおり）	土石流	別図138のとおり
浅谷川Ⅰ (223030054)	養父市大屋町宮本（別図139のとおり）	土石流	別図139のとおり
上宮本川Ⅱ (223030057)	養父市大屋町宮本（別図140のとおり）	土石流	別図140のとおり
家ノ奥川Ⅰ (223030058)	養父市大屋町糸原（別図141のとおり）	土石流	別図141のとおり
谷川Ⅰ (223030063)	養父市大屋町加保（別図142のとおり）	土石流	別図142のとおり
鶴尾谷川Ⅱ (223030074)	養父市大屋町由良（別図143のとおり）	土石流	別図143のとおり
水谷川Ⅱ (223030076)	養父市大屋町中（別図144のとおり）	土石流	別図144のとおり
アミダ林川Ⅰ (223030081)	養父市大屋町中（別図145のとおり）	土石流	別図145のとおり

上ノ山川 I (223030082)	養父市大屋町樽見 (別図146 のとおり)	土石流	別図146のとおり
高節川 I (223030085)	養父市大屋町上山 (別図147 のとおり)	土石流	別図147のとおり
ヒナタ川 I (223030087)	養父市大屋町上山 (別図148 のとおり)	土石流	別図148のとおり
中谷川 I (223030089)	養父市大屋町宮垣 (別図149 のとおり)	土石流	別図149のとおり

(別図1から別図149までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥田路(1)Ⅱ (126040009)	朝来市田路 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥田路 I (126040010)	朝来市田路 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥田路(2)Ⅱ (126040011)	朝来市田路 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
奥田路(4)Ⅱ (126040012)	朝来市田路 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
奥田路(5)Ⅱ (126040013)	朝来市田路 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
奥田路(7)Ⅱ (126040014)	朝来市田路 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
奥田路(8)Ⅱ (126040015)	朝来市田路 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
奥田路(9)Ⅱ (126040016)	朝来市田路 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
中田路(1)Ⅱ (126040017)	朝来市田路 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
中田路(2)Ⅱ (126040018)	朝来市田路 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

中田路(3)Ⅱ (126040019)	朝来市田路(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
中田路(4)Ⅱ (126040020)	朝来市田路(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
中田路Ⅰ (126040021)	朝来市田路(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
中田路(5)Ⅱ (126040022)	朝来市田路(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
中田路(6)Ⅱ (126040023)	朝来市田路(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
中田路(7)Ⅱ (126040024)	朝来市田路(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
中田路(8)Ⅱ (126040025)	朝来市田路(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
中田路(9)Ⅱ (126040026)	朝来市田路(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
中田路(10)Ⅱ (126040027)	朝来市田路(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
口田路(1)Ⅱ (126040028)	朝来市田路(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
口田路(2)Ⅱ (126040029)	朝来市田路(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
口田路(4)Ⅱ (126040030)	朝来市田路(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
口田路(3)Ⅱ (126040031)	朝来市田路(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
口田路(5)Ⅱ (126040032)	朝来市田路(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
口田路(6)Ⅱ (126040035)	朝来市田路(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
口田路(7)Ⅱ (126040036)	朝来市田路(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
口田路(8)Ⅱ (126040037)	朝来市田路(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
口田路(9)Ⅱ (126040038)	朝来市田路(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
田路Ⅱ (126040039)	朝来市田路(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
佐中(1)Ⅱ (126040040)	朝来市佐囊(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

佐中(2)Ⅱ (126040041)	朝来市佐囊(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
佐中(3)Ⅱ (126040042)	朝来市佐囊(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
佐中(5)Ⅱ (126040043)	朝来市佐囊(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
佐中(6)Ⅱ (126040044)	朝来市佐囊(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
鉦山(1)Ⅱ (126040045)	朝来市佐囊(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
鉦山(3)Ⅱ (126040046)	朝来市佐囊(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
田中Ⅰ (126040048)	朝来市佐囊(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
中村Ⅰ (126040049)	朝来市佐囊(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
神子畑(1)Ⅱ (126040050)	朝来市佐囊(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
神子畑(2)Ⅱ (126040052)	朝来市佐囊(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
神子畑(3)Ⅱ (126040053)	朝来市佐囊(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
高橋Ⅰ (126040054)	朝来市佐囊(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
中地Ⅰ (126040055)	朝来市佐囊(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
平野(2)Ⅰ (126040056)	朝来市佐囊(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
平野(1)Ⅱ (126040059)	朝来市佐囊(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
平野(2)Ⅱ (126040060)	朝来市佐囊(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
平野(3)Ⅱ (126040061)	朝来市佐囊(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
平野(4)Ⅱ (126040062)	朝来市佐囊(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
平野(5)Ⅱ (126040063)	朝来市佐囊(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
平野(1)Ⅰ (126040064)	朝来市佐囊(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

平野(6)Ⅱ (126040065)	朝来市佐囊(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
出合Ⅰ (126040066)	朝来市佐囊(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
土肥(1)Ⅱ (126040067)	朝来市佐囊(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
土肥(2)Ⅱ (126040068)	朝来市佐囊(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
土肥(3)Ⅱ (126040069)	朝来市佐囊(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
土肥(4)Ⅱ (126040070)	朝来市佐囊(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
土肥(5)Ⅱ (126040071)	朝来市佐囊(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
土肥(6)Ⅱ (126040072)	朝来市佐囊(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
老波(1)Ⅱ (126040073)	朝来市佐囊(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
老波(3)Ⅱ (126040075)	朝来市佐囊(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
山本(1)Ⅱ (126040078)	朝来市佐囊(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
山本(2)Ⅱ (126040079)	朝来市佐囊(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
山本(3)Ⅱ (126040080)	朝来市佐囊(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
山本(5)Ⅱ (126040081)	朝来市佐囊(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
山本(4)Ⅱ (126040082)	朝来市佐囊(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
山本(6)Ⅱ (126040083)	朝来市佐囊(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
以後Ⅰ (126040084)	朝来市羽瀧(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
羽瀧(1)Ⅱ (126040085)	朝来市羽瀧(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
羽瀧(2)Ⅱ (126040086)	朝来市羽瀧(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
羽瀧(3)Ⅱ (126040087)	朝来市羽瀧(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり

羽瀨(4)Ⅱ (126040088)	朝来市羽瀨(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
羽瀨Ⅰ (126040089)	朝来市羽瀨(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
長谷波Ⅰ (126040092)	朝来市八代(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
八代(2)Ⅱ (126040093)	朝来市八代(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
八代(1)Ⅱ (126040094)	朝来市八代(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
中山Ⅰ (126040095)	朝来市八代(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
崎山Ⅰ (126040097)	朝来市新井(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
城ノ本(1)Ⅰ (126040099)	朝来市新井(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
大門(急)Ⅰ (126040100)	朝来市新井(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
山田(1)Ⅰ (126040101)	朝来市新井(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
山田(2)Ⅰ (126040102)	朝来市新井(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
立脇(4)Ⅱ (126040119)	朝来市立脇(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
立脇(3)Ⅱ (126040120)	朝来市立脇(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
コモ井Ⅰ (126040121)	朝来市立脇(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
虹の街Ⅰ (126040124)	朝来市立脇(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
立脇(2)Ⅱ (126040125)	朝来市立脇(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
上地(1)Ⅰ (126040126)	朝来市立脇(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
立脇(1)Ⅱ (126040127)	朝来市立脇(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
上八代(1)Ⅱ (126040128)	朝来市上八代(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
上八代(2)Ⅱ (126040129)	朝来市上八代(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり

上八代(3)Ⅱ (126040130)	朝来市上八代(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
上八代(4)Ⅱ (126040131)	朝来市上八代(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
上八代Ⅰ (126040132)	朝来市上八代(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
上八代(6)Ⅱ (126040133)	朝来市上八代(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
桑市Ⅱ (126040134)	朝来市桑市(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
福本Ⅰ (126040135)	朝来市桑市(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
溝谷(2)Ⅰ (126040136)	朝来市桑市(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
溝谷(1)Ⅰ (126040137)	朝来市桑市(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
物部(3)Ⅱ (126040141)	朝来市物部(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
岡本Ⅰ (126040142)	朝来市物部(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
物部(2)Ⅱ (126040143)	朝来市物部(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
徳寿庵(2)Ⅰ (126040144)	朝来市物部(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
徳寿庵(1)Ⅰ (126040145)	朝来市物部(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
物部(1)Ⅱ (126040146)	朝来市物部(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
下漆山川Ⅱ (226040016)	朝来市田路(別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
下カイジリ川Ⅱ (226040019)	朝来市田路(別図106のとおり)	土石流	別図106のとおり
上助ヶ谷川Ⅰ (226040020)	朝来市田路(別図107のとおり)	土石流	別図107のとおり
保尾野川Ⅱ (226040027)	朝来市田路(別図108のとおり)	土石流	別図108のとおり
村坂川Ⅰ (226040028)	朝来市佐囊(別図109のとおり)	土石流	別図109のとおり
神谷川Ⅱ (226040034)	朝来市佐囊(別図110のとおり)	土石流	別図110のとおり

馬場山川Ⅱ (226040037)	朝来市佐囊(別図111のとおり)	土石流	別図111のとおり
糸谷川Ⅱ (226040044)	朝来市佐囊(別図112のとおり)	土石流	別図112のとおり
深サコ川Ⅰ (226040048)	朝来市佐囊(別図113のとおり)	土石流	別図113のとおり
下滝ノ奥川Ⅰ (226040049)	朝来市佐囊(別図114のとおり)	土石流	別図114のとおり
門山白川Ⅰ (226040059)	朝来市八代(別図115のとおり)	土石流	別図115のとおり
下谷川Ⅰ (226040063)	朝来市新井(別図116のとおり)	土石流	別図116のとおり
青坂川Ⅰ (226040064)	朝来市新井(別図117のとおり)	土石流	別図117のとおり
菅谷川Ⅰ (226040088)	朝来市立脇(別図118のとおり)	土石流	別図118のとおり
中ツ尾川Ⅰ (226040094)	朝来市桑市(別図119のとおり)	土石流	別図119のとおり
木之内川Ⅰ (226040097)	朝来市物部(別図120のとおり)	土石流	別図120のとおり
物部倉谷川Ⅰ (226040099)	朝来市物部(別図121のとおり)	土石流	別図121のとおり

(別図1から別図121までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北島Ⅰ (122010179)	丹波篠山市北嶋(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畑井Ⅰ (122010180)	丹波篠山市畑井(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
宮ノ前Ⅰ (122010181)	丹波篠山市宮ノ前(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり

辻 I (122010182)	丹波篠山市辻 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
西荘 I (122010183)	丹波篠山市西荘 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野々垣 I (122010184)	丹波篠山市野々垣 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
曾地中(1) I (122010185)	丹波篠山市曾地中 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
曾地中(3) I (122010186)	丹波篠山市曾地中 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
曾地奥(1) I (122010187)	丹波篠山市曾地奥 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
曾地奥(2) I (122010188)	丹波篠山市曾地奥 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
曾地奥(3) I (122010189)	丹波篠山市曾地奥 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
曾地奥(4) I (122010190)	丹波篠山市曾地奥 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
畑井(1) II (122010191)	丹波篠山市畑井 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
畑井(2) II (122010192)	丹波篠山市畑井 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
畑井(3) II (122010193)	丹波篠山市畑井 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
辻(1) II (122010194)	丹波篠山市辻 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
辻(2) II (122010195)	丹波篠山市辻 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
辻(3) II (122010196)	丹波篠山市辻 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
野々垣 II (122010197)	丹波篠山市野々垣 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
曾地中(4) II (122010198)	丹波篠山市曾地中 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
曾地中(5) II (122010199)	丹波篠山市曾地中 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
曾地中(2) II (122010200)	丹波篠山市曾地中 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
曾地中(6) II (122010201)	丹波篠山市曾地中 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

曾地中(7)Ⅱ (122010202)	丹波篠山市曾地中(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
曾地中(8)Ⅱ (122010203)	丹波篠山市曾地中(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
曾地奥(1)Ⅱ (122010204)	丹波篠山市曾地奥(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
曾地奥(2)Ⅱ (122010205)	丹波篠山市曾地奥(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
曾地奥(3)Ⅱ (122010206)	丹波篠山市曾地奥(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
曾地奥(4)Ⅱ (122010207)	丹波篠山市曾地奥(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
曾地奥(5)Ⅱ (122010208)	丹波篠山市曾地奥(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
曾地奥(7)Ⅱ (122010210)	丹波篠山市曾地奥(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
曾地奥(8)Ⅱ (122010211)	丹波篠山市曾地奥(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
北島(1)Ⅲ (122010212)	丹波篠山市北嶋(別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
北島(2)Ⅲ (122010213)	丹波篠山市北嶋(別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
辻(1)Ⅲ (122010214)	丹波篠山市辻(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
辻(2)Ⅲ (122010215)	丹波篠山市辻(別図36の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
野々垣Ⅲ (122010216)	丹波篠山市野々垣(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
曾地中(1)Ⅲ (122010217)	丹波篠山市曾地中(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
曾地中(2)Ⅲ (122010218)	丹波篠山市曾地中(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
曾地中(3)Ⅲ (122010219)	丹波篠山市曾地中(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
曾地奥(1)Ⅲ (122010220)	丹波篠山市曾地奥(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
曾地奥(3)Ⅲ (122010221)	丹波篠山市曾地奥(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
曾地奥(4)Ⅲ (122010222)	丹波篠山市曾地奥(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり

曾地奥(5)Ⅲ (122010223)	丹波篠山市曾地奥(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
後川奥(1)Ⅰ (122010224)	丹波篠山市後川奥(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
後川奥(2)Ⅰ (122010225)	丹波篠山市後川奥(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
後川下(2)Ⅰ (122010226)	丹波篠山市後川下(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
後川下Ⅰ (122010227)	丹波篠山市後川下(別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
後川上Ⅰ (122010228)	丹波篠山市後川上(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
後川上ノ西(4)Ⅰ (122010229)	丹波篠山市後川上(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
後川上ノ西(3)Ⅰ (122010230)	丹波篠山市後川上(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
後川新田(3)Ⅰ (122010231)	丹波篠山市後川上(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
後川新田(2)Ⅰ (122010232)	丹波篠山市後川新田(別図 53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
後川新田(1)Ⅰ (122010233)	丹波篠山市後川新田(別図 54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
後川奥(1)Ⅱ (122010234)	丹波篠山市後川奥(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
後川奥(2)Ⅱ (122010235)	丹波篠山市後川奥(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
後川奥(3)Ⅱ (122010236)	丹波篠山市後川奥(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
後川中Ⅱ (122010237)	丹波篠山市後川中(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
後川上(1)Ⅱ (122010238)	丹波篠山市後川上(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
後川上(2)Ⅱ (122010239)	丹波篠山市後川上(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
後川上ノ西(1)Ⅱ (122010240)	丹波篠山市後川新田(別図 61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
後川新田(1)Ⅱ (122010241)	丹波篠山市後川新田(別図 62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
後川新田(2)Ⅱ (122010242)	丹波篠山市後川新田(別図 63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり

後川新田(3)Ⅱ (122010243)	丹波篠山市後川新田(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
後川新田(4)Ⅱ (122010244)	丹波篠山市後川新田(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
後川奥(1)Ⅲ (122010245)	丹波篠山市後川奥(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
後川奥(2)Ⅲ (122010246)	丹波篠山市後川奥(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
後川下Ⅲ (122010247)	丹波篠山市後川下(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
後川中Ⅲ (122010248)	丹波篠山市後川中(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
後川上(1)Ⅲ (122010249)	丹波篠山市後川上(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
後川上(2)Ⅲ (122010250)	丹波篠山市後川上(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
後川上(3)Ⅲ (122010251)	丹波篠山市後川上(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
後川新田(1)Ⅲ (122010252)	丹波篠山市後川新田(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
後川新田(2)Ⅲ (122010253)	丹波篠山市後川新田(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
後川新田(3)Ⅲ (122010254)	丹波篠山市後川新田(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
今福Ⅰ (122010255)	丹波篠山市今福(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
東浜谷(1)Ⅰ (122010256)	丹波篠山市東浜谷(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
東浜谷(2)Ⅰ (122010257)	丹波篠山市東浜谷(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
藤岡奥(2)Ⅰ (122010258)	丹波篠山市藤岡奥(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
藤岡奥Ⅰ (122010259)	丹波篠山市藤岡奥(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
熊谷(2)Ⅰ (122010260)	丹波篠山市熊谷(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
熊谷Ⅰ (122010261)	丹波篠山市熊谷(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
佐倉Ⅰ (122010262)	丹波篠山市佐倉(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり

大谷 I (122010263)	丹波篠山市大谷（別図84のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
大熊 I (122010264)	丹波篠山市大熊（別図85のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
知足(2) I (122010265)	丹波篠山市知足（別図86のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
知足(1) I (122010266)	丹波篠山市知足（別図87のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
瀬利 I (122010267)	丹波篠山市瀬利（別図88のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
火打岩(2) I (122010268)	丹波篠山市火打岩（別図89のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
火打岩(3) I (122010269)	丹波篠山市火打岩（別図90のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
火打岩 I (122010270)	丹波篠山市火打岩（別図91のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
火打岩(4) I (122010271)	丹波篠山市火打岩（別図92のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
火打岩(5) I (122010272)	丹波篠山市火打岩（別図93のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
火打岩(6) I (122010273)	丹波篠山市火打岩（別図94のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
奥畑(1) I (122010274)	丹波篠山市奥畑（別図95のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
奥畑(2) I (122010275)	丹波篠山市奥畑（別図96のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
和田 I (122010277)	丹波篠山市和田（別図97のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大上(1) I (122010278)	丹波篠山市大上（別図98のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
大上(2) I (122010279)	丹波篠山市大上（別図99のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
般若寺 I (122010280)	丹波篠山市般若寺（別図100のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
一力 I (122010283)	丹波篠山市立町（別図101のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
小多田 I (122010286)	丹波篠山市小多田（別図102のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小多田(2) I (122010287)	丹波篠山市小多田（別図103のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり

小多田(3) I (122010288)	丹波篠山市小多田(別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
小多田(4) I (122010289)	丹波篠山市小多田(別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
小多田(5) I (122010290)	丹波篠山市小多田(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
殿町(1) I (122010291)	丹波篠山市殿町(別図107の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
殿町(2) I (122010292)	丹波篠山市殿町(別図108の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
殿町(3) I (122010293)	丹波篠山市殿町(別図109の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
矢代(1) II (122010294)	丹波篠山市矢代(別図110の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
矢代(2) II (122010295)	丹波篠山市矢代(別図111の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
西浜谷 II (122010296)	丹波篠山市西浜谷(別図112 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
東浜谷 II (122010297)	丹波篠山市東浜谷(別図113 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
藤岡奥(1) II (122010298)	丹波篠山市藤岡奥(別図114 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
藤岡奥(2) II (122010299)	丹波篠山市藤岡奥(別図115 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
藤岡奥(3) II (122010300)	丹波篠山市藤岡奥(別図116 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
佐倉 II (122010301)	丹波篠山市佐倉(別図117の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
鷲尾(1) II (122010302)	丹波篠山市鷲尾(別図118の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
鷲尾(2) II (122010303)	丹波篠山市鷲尾(別図119の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
知足(1) II (122010304)	丹波篠山市知足(別図120の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
知足(2) II (122010305)	丹波篠山市知足(別図121の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
丸山(1) II (122010306)	丹波篠山市丸山(別図122の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
丸山(2) II (122010307)	丹波篠山市丸山(別図123の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり

菅Ⅱ (122010308)	丹波篠山市菅（別図124のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
瀬利(2)Ⅱ (122010309)	丹波篠山市瀬利（別図125のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
瀬利(3)Ⅱ (122010310)	丹波篠山市瀬利（別図126のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
瀬利(4)Ⅱ (122010311)	丹波篠山市瀬利（別図127のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
火打岩(1)Ⅱ (122010312)	丹波篠山市火打岩（別図128のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
火打岩(2)Ⅱ (122010313)	丹波篠山市火打岩（別図129のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
火打岩(3)Ⅱ (122010314)	丹波篠山市火打岩（別図130のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
火打岩(4)Ⅱ (122010315)	丹波篠山市火打岩（別図131のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
火打岩(5)Ⅱ (122010316)	丹波篠山市火打岩（別図132のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
火打岩(6)Ⅱ (122010317)	丹波篠山市火打岩（別図133のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
奥畑(1)Ⅱ (122010318)	丹波篠山市奥畑（別図134のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
奥畑(2)Ⅱ (122010319)	丹波篠山市奥畑（別図135のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
火打岩(7)Ⅱ (122010320)	丹波篠山市火打岩（別図136のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
火打岩(8)Ⅱ (122010321)	丹波篠山市火打岩（別図137のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
火打岩(9)Ⅱ (122010322)	丹波篠山市火打岩（別図138のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
今谷Ⅱ (122010323)	丹波篠山市今谷（別図139のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
沢田Ⅱ (122010324)	丹波篠山市沢田（別図140のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
小多田(1)Ⅱ (122010325)	丹波篠山市小多田（別図141のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
小多田(2)Ⅱ (122010326)	丹波篠山市小多田（別図142のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
小多田(3)Ⅱ (122010327)	丹波篠山市小多田（別図143のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり

殿町(1)Ⅱ (122010328)	丹波篠山市殿町(別図144の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
殿町(2)Ⅱ (122010329)	丹波篠山市殿町(別図145の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
矢代Ⅲ (122010330)	丹波篠山市矢代(別図146の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
藤岡奥(1)Ⅲ (122010331)	丹波篠山市藤岡奥(別図147 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
藤岡奥(2)Ⅲ (122010332)	丹波篠山市藤岡奥(別図148 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
藤岡奥(3)Ⅲ (122010333)	丹波篠山市藤岡奥(別図149 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり
藤岡口Ⅲ (122010334)	丹波篠山市藤岡口(別図150 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
熊谷Ⅲ (122010335)	丹波篠山市熊谷(別図151の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
佐倉(2)Ⅲ (122010336)	丹波篠山市佐倉(別図152の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
佐倉Ⅲ (122010337)	丹波篠山市佐倉(別図153の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
知足(1)Ⅲ (122010338)	丹波篠山市知足(別図154の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
知足(3)Ⅲ (122010339)	丹波篠山市知足(別図155の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
丸山(2)Ⅲ (122010340)	丹波篠山市丸山(別図156の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
瀬利Ⅲ (122010341)	丹波篠山市瀬利(別図157の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
般若寺Ⅲ (122010342)	丹波篠山市般若寺(別図158 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
小多田(1)Ⅲ (122010343)	丹波篠山市小多田(別図159 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
小多田(2)Ⅲ (122010344)	丹波篠山市小多田(別図160 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
小多田(3)Ⅲ (122010345)	丹波篠山市小多田(別図161 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
殿町(3)Ⅲ (122010346)	丹波篠山市殿町(別図162の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
殿町(1)Ⅲ (122010347)	丹波篠山市殿町(別図163の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり

殿町(2)Ⅲ (122010348)	丹波篠山市殿町(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
辻(2)Ⅱ (122010364)	丹波篠山市辻(別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
西浜谷(2)Ⅱ (122010365)	丹波篠山市西浜谷(別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
大熊(2)Ⅰ (122010366)	丹波篠山市大熊(別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
奥畑(3)Ⅱ (122010367)	丹波篠山市奥畑(別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
奥畑(4)Ⅱ (122010368)	丹波篠山市奥畑(別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり
畑宮(1)Ⅰ (122010369)	丹波篠山市畑宮(別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
上宿(1)Ⅰ (122010370)	丹波篠山市上宿(別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
曾地口(1)Ⅰ (122010371)	丹波篠山市曾地口(別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
西荘(2)Ⅰ (122010372)	丹波篠山市西荘(別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
八上上(1)Ⅰ (122010373)	丹波篠山市八上上(別図174のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
小多田(6)Ⅰ (122010374)	丹波篠山市小多田(別図175のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
後川下(3)Ⅰ (122010375)	丹波篠山市後川下(別図176のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
畑市中谷川Ⅰ (222010138)	丹波篠山市畑市(別図177のとおり)	土石流	別図177のとおり
孫谷川Ⅰ (222010142)	丹波篠山市曾地奥(別図178のとおり)	土石流	別図178のとおり
曾地奥川Ⅰ (222010143)	丹波篠山市曾地奥(別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
ヒンヅラ谷川Ⅰ (222010148)	丹波篠山市野々垣(別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり
山釈迦谷川Ⅰ (222010149)	丹波篠山市野々垣(別図181のとおり)	土石流	別図181のとおり
飛曾山谷川Ⅱ (222010153)	丹波篠山市辻(別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
黒目谷Ⅱ (222010159)	丹波篠山市曾地中(別図183のとおり)	土石流	別図183のとおり

東山谷川Ⅱ (222010160)	丹波篠山市曾地中（別図184のとおり）	土石流	別図184のとおり
中四十九谷Ⅱ (222010161)	丹波篠山市曾地中（別図185のとおり）	土石流	別図185のとおり
曾地中下谷Ⅱ (222010163)	丹波篠山市曾地中（別図186のとおり）	土石流	別図186のとおり
サカイ谷川Ⅱ (222010165)	丹波篠山市曾地中（別図187のとおり）	土石流	別図187のとおり
タブ沢谷川Ⅱ (222010173)	丹波篠山市曾地中（別図188のとおり）	土石流	別図188のとおり
与元谷川Ⅰ (222010181)	丹波篠山市後川上（別図189のとおり）	土石流	別図189のとおり
押ヶ谷川Ⅰ (222010183)	丹波篠山市後川上（別図190のとおり）	土石流	別図190のとおり
網組谷川Ⅱ (222010189)	丹波篠山市後川奥（別図191のとおり）	土石流	別図191のとおり
ミナノ沢谷川Ⅱ (222010192)	丹波篠山市後川新田（別図192のとおり）	土石流	別図192のとおり
シドロ谷川Ⅱ (222010193)	丹波篠山市後川新田（別図193のとおり）	土石流	別図193のとおり
口井戸谷川Ⅱ (222010194)	丹波篠山市後川新田（別図194のとおり）	土石流	別図194のとおり
芦谷川Ⅱ (222010197)	丹波篠山市後川新田（別図195のとおり）	土石流	別図195のとおり
一区谷川Ⅰ (222010211)	丹波篠山市小多田（別図196のとおり）	土石流	別図196のとおり
タテオ谷川(1)Ⅰ (222010213)	丹波篠山市矢代（別図197のとおり）	土石流	別図197のとおり
タテオ谷川(2)Ⅰ (222010214)	丹波篠山市矢代（別図198のとおり）	土石流	別図198のとおり
トシトギ谷川Ⅰ (222010215)	丹波篠山市矢代（別図199のとおり）	土石流	別図199のとおり
ウスギ谷川Ⅰ (222010216)	丹波篠山市矢代（別図200のとおり）	土石流	別図200のとおり
奥池南谷川Ⅰ (222010217)	丹波篠山市矢代（別図201のとおり）	土石流	別図201のとおり
アシキ谷川Ⅰ (222010218)	丹波篠山市今福（別図202のとおり）	土石流	別図202のとおり
東窟寺川Ⅰ (222010221)	丹波篠山市藤岡奥（別図203のとおり）	土石流	別図203のとおり

藤岡奥谷Ⅰ (222010223)	丹波篠山市藤岡奥(別図204のとおり)	土石流	別図204のとおり
藤岡奥谷川Ⅰ (222010224)	丹波篠山市藤岡奥(別図205のとおり)	土石流	別図205のとおり
高林谷川Ⅰ (222010230)	丹波篠山市丸山(別図206のとおり)	土石流	別図206のとおり
奥畑東谷Ⅰ (222010237)	丹波篠山市奥畑(別図207のとおり)	土石流	別図207のとおり
仁光寺谷川Ⅰ (222010239)	丹波篠山市火打岩(別図208のとおり)	土石流	別図208のとおり
南火打岩川Ⅰ (222010241)	丹波篠山市火打岩(別図209のとおり)	土石流	別図209のとおり
矢代谷川Ⅱ (222010246)	丹波篠山市矢代(別図210のとおり)	土石流	別図210のとおり
峠ノ東西谷川Ⅱ (222010251)	丹波篠山市佐倉(別図211のとおり)	土石流	別図211のとおり
マルオノ谷川Ⅱ (222010259)	丹波篠山市火打岩(別図212のとおり)	土石流	別図212のとおり

(別図1から別図212までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第421号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称
神戸市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	神戸三宮雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業



兵庫県告示第422号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名 称	都市計画の種類	都市計画の名 称

神戸市	神戸国際港都建設計画第一種市街地再開発事業	雲井通5丁目地区第一種市街地再開発事業
同市	神戸国際港都建設計画高度利用地区	雲井通5丁目地区
同市	神戸国際港都建設計画都市再生特別地区	神戸三宮雲井通5丁目地区
同市	神戸国際港都建設計画公園	2.2.8号中野南公園ほか5公園
同市	神戸国際港都建設計画第二種市街地再開発事業	新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業
尼崎市	阪神間都市計画道路	3.5.622号庄下橋線ほか1路線
小野市	東播都市計画道路	3.5.751号新都市中央線



兵庫県告示第423号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 加東市天神東掎鹿谷土地区画整理組合
 事務所の所在地 加東市社50番地（加東市役所内）
 設立認可の年月日 平成20年2月20日
- 2 事業計画の変更の内容
 事業施行期間
 変更前 平成20年3月4日から平成34年3月31日まで
 変更後 平成20年3月4日から令和8年3月31日まで
- 3 変更認可の年月日
 令和2年3月31日



兵庫県告示第424号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、稲美町国安土地区画整理組合の解散を次のとおり認可した。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
 組 合 の 名 称 稲美町国安土地区画整理組合
 事務所の所在地 加古郡稲美町国安2丁目198番地
 設立認可の年月日 平成13年8月24日
- 2 解散認可の年月日
 令和2年3月31日



兵庫県告示第425号

平成19年兵庫県告示第409号の3（会計管理者の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前の年度の歳出予算については、なお従前の例による。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

表部局における予算の執行事務を所掌する課におかれる出納員の項中「賃金」を削る。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を令和2年4月1日から次のとおり変更する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

なお、くろまぐろについては別に定める。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成31年又は令和元年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成31年1月から令和元年12月まで	若干
まいわし	平成31年1月から令和元年12月まで	
まさば及びごまさば	令和元年7月から令和2年6月まで	若干
するめいか	平成31年4月から令和2年3月まで	

(2) 第1種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理量は次のとおりである。なお、まいわし及びするめいかについては資源に対する漁獲圧が小さいことから、数量を明示しない。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	令和2年1月から令和2年12月まで	若干

まいわし	令和2年1月から令和2年12月まで	
まさば及びごまさば	令和2年7月から令和3年6月まで	(注釈)
するめいか	令和2年4月から令和3年3月まで	

(注釈) まさば及びごまさばについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の令和2年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚種	採捕の種類	海域	管理の対象となる期間	漁獲努力量(隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	令和2年5月6日から 令和2年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	令和2年4月20日から 令和2年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

(4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについてを、令和2年4月1日から次のとおり変更する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の1の別に定めるくろまぐろについて

(第6管理期間)

令和2年3月31日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において、くろまぐろは主に日本海における沿岸くろまぐろ漁業、定置網漁業により漁獲されている。
- 2 くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な資源の利用を図るため、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講ずることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するため、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導を行うものとする。併せて、知事管理量を超えるおそれがあるときは、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講ずるものとする。
- 4 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定等の締結を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について兵庫県の知事管理量に関する事項

魚種	管理の対象となる期間	数量	左記のうち配分を留保する数量
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	第6管理期間	2.3トン	—
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	第6管理期間	8.7トン	5.0トン

なお、くろまぐろの漁獲可能量の対象となる採捕の数量が国の基本計画第3の1の表に掲げる数量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

- 1 第2に定める知事管理量について、採捕の海域別に定める数量は次のとおりとする。

採捕の海域	小型魚	大型魚
日本海	2.2トン	1.7トン
瀬戸内海	0.1トン	—
上記以外の海域（以下「その他の海域」という。）	—	2.0トン

- 2 1に定める海域別の数量について、採捕の種類別に定める数量は次のとおりとする。なお、瀬戸内海及びその他の海域においては、採捕の種類別の数量を定めないものとする。

採捕の海域	採捕の種類	小型魚	大型魚
日本海	沿岸くろまぐろ漁業	1.9トン	1.7トン
	定置網漁業	0.3トン	

- 3 下記の事由により第2に定める本県の知事管理量に変更された場合は、その事由ごとに1及び2に定める数量を下記のとおり変更することとし、その旨を関係海区漁業調整委員会に報告する。

なお、下記に該当しない事由により知事管理量に変更された場合は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴き、本計画を変更するものとする。

- (1) 国の留保からの配分による変更

小型魚については、採捕の種類毎に、国からの配分数量に下記の比率を乗じた数量（小数第2位を四捨五入）を配分することとする。また、大型魚については県の留保とする。ただし、国の基本計画及び水産政策審議会資源管理分科会の意見にて用途が明示されて配分された数量を除く。

採捕の海域	採捕の種類	比率
日本海	沿岸くろまぐろ漁業	0.8
	定置網漁業	0.2

(2) 融通による配分量の交換

第2に定める大型魚の留保又は2に定める大型魚の数量と小型魚にかかる国の留保、大臣管理量又は他の都道府県の知事管理量を交換して譲り受けた数量については、(1)と同様に配分する。

4 本県は、1又は2に定める採捕の海域又は種類における採捕の数量が当該知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

本県は、第2並びに第3の1及び2に示した知事管理量を遵守するため、県内の漁業者に対し、以下の管理措置を講ずる。

1 採捕数量の報告体制

本県は、法第17条第3項の規定に基づき規則で定める報告のほか、関係漁業協同組合等に対し次のとおり報告を求め、漁獲状況を把握することとする。

また、本県におけるくろまぐろの採捕の数量が第2に定める知事管理量（留保を設定している場合は留保した数量を除く。）の7割を超えた後に、関係漁業協同組合等から1日0.3トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに国に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

(1) 沿岸くろまぐろ漁業

ア 関係漁業協同組合は、くろまぐろの漁獲があった場合、漁獲があった日の翌日中に当該日の漁獲量を県に報告するものとする。

イ 本県は、アの報告をとりまとめ、関係漁業協同組合に情報提供し、各漁業協同組合は、所属漁業者にその情報を周知するものとする。

ウ 急激な採捕の数量の積み上がりに備え、各漁業協同組合は本所、支所ごとにおける沿岸くろまぐろ漁業の1日の漁獲量が0.1トンを超えた場合は、以下の体制により、速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	本県
販売担当者は、各漁業協同組合の連絡担当者に連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合の連絡担当者は県但馬水産事務所に電話及びメールにより連絡 ・本県は送信者に受信した旨を連絡

エ ウの報告があった場合、本県はただちに関係漁業協同組合へ連絡し、第2又は第3の1に定める数量の残枠が判明するまでは、新たな操業を自粛するよう指導するものとする。

オ その他、必要に応じて本県は関係漁業協同組合に漁獲状況の報告を求めるものとする。

(2) 定置網漁業

定置網漁業においてくろまぐろの漁獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

(3) その他の漁業

その他の漁業においてくろまぐろの混獲があったときは、関係漁業協同組合等はその都度速やかに本県に報告するものとする。

2 採捕の数量の公表等

本県は法第8条第2項の規定に基づき、採捕の数量が第2又は第3の1若しくは2に定める知事管理量を超えるおそれがあると認められる場合として、第2又は第3の1若しくは2の数量の7割を超えており、又はを超えるおそれがあると認めるときは、当該採捕の数量を公表するものとする。

3 早期是正措置等

本県は2により採捕の数量を公表した後、当該公表に関わる採捕について、速やかに法第9条第2項の規定に基づく勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県漁業者に対し講ずるものとする。

- (1) 沿岸くろまぐろ漁業
操業の自粛を勧告する。
- (2) 定置網漁業
全ての生存個体の再放流を勧告する。
- (3) その他の漁業
全ての生存個体の再放流を勧告する。

4 その他の管理措置等

- (1) 本県は管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者及び遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) プレジャーボート等を利用した採捕者に対しては、採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページ等を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 本県の採捕の数量が第2又は第3の1若しくは2の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等を命令する。
- 2 法第10条第2項の規定に基づき採捕の停止等の命令が出された際は、本県の水面を利用する遊漁者に対しても採捕の停止を命令する。
- 3 第2管理期間における小型魚の超過分については、原則、各管理期間ごとに当初の配分から0.1トンずつ差し引くこととする。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市荒井町小松原四丁目1066番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市百合丘30番地の2
三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年10月29日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-25号（1高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡播磨町東野添二丁目796番1の一部、802番2、803番、804番1、796番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 小苗治隆
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年6月25日

兵庫県指令東播（加土）（建）第1-17号（1播磨）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、名称変更及び取消した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表丹波市の項中

「

丹波市氷上保健センター	丹波市氷上町常楽 211
丹波市立柏原住民センター	丹波市柏原町柏原 5528

」

を

「

丹波市立柏原住民センター	丹波市柏原町柏原 5528
--------------	---------------

」

に、

「

丹波市立徳畑交流施設	丹波市青垣町遠阪 390
丹波市立幸世交流施設	丹波市氷上町賀茂 100-1

」

を

「

丹波市立幸世交流施設	丹波市氷上町賀茂 100-1
------------	----------------

」

に改める。

表新温泉町の項中

「

新温泉町民センター集会室	新温泉町湯 990-8
新温泉町八田コミュニティセンター研修室	新温泉町千谷 850

」

を

「

新温泉町民センター	新温泉町湯 990-8
新温泉町八田コミュニティセンター	新温泉町千谷 850

」

に改める。

公安委員会規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

兵庫県公安委員会規則第5号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「1,201円」を「1,216円」に、「400円」を「405円」に、「401円」を「406円」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

正 誤

○令和元年11月12日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会規則第5号（会計年度任用職員の給与等に関する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
22	上から7	在職期間	在職期間及び後の第1種会計年度任用職員としての在職期間の合計在職期間
	上から14	勤務日数	勤務日の日数
	上から17	日数の	日数に
	上から22	勤務日数	勤務日の日数
	上から24	日数の	日数に
	下から21	日数の	日数に
	下から19	勤務日数	勤務日の日数
	下から16	日数の	日数に
	下から15	在職期間	在職期間及び後の第2種会計年度任用職員としての在職期間の合計在職期間
	下から7	勤務日数	勤務日の日数
23	下から12	日数の	日数に
27	上から13	日数の	日数に
30	下から3	1年未満の	1年に達するまでの
31	下から17	1年未満の	1年に達するまでの



○令和元年11月12日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会規則第6号（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)

33	上から20	短時間勤務職員	短時間勤務職員 勤務
	上から21	という。)	という。) 勤務
	下から4	及び短時間勤務職員	及び短時間勤務職員であった期間
	下から4	第2号会計年度任用職員	第2号会計年度任用職員であった期間並びに前条第6項第5号に規定する在職期間
34	上から19	期間を	期間は
	下から7	及び短時間勤務職員	及び短時間勤務職員であった期間
	下から7	第2号会計年度任用職員	第2号会計年度任用職員であった期間並びに第43条第4項第5号に規定する在職期間

~~~~~

○令和元年11月12日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会告示第3号（職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程）中

| (ページ) | (行)   | (誤)                            | (正)                                  |
|-------|-------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 47    | 上から4  | 労務の                            | 労務に                                  |
|       | 上から21 | 「子育て支援」を「育児休業等及び子育てを支援するための措置」 | 「子育て支援に関し」を「育児休業等及び子育てを支援するための措置に関し」 |

~~~~~

○令和元年12月20日付け（兵庫県公報号外）

兵庫県人事委員会規則第7号（職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
22	上から9	「特定運賃」を「条例第17条第5項に規定する特定運賃（以下「特定運賃」という。）」	「特定運賃」を「条例第17条第5項に規定する特定運賃（以下「特定運賃」という。）」
28	下から2	「特定運賃」を「条例第19条第5項に規定する特定運賃（以下「特定運賃」という。）」	「特定運賃」を「条例第19条第5項に規定する特定運賃（以下「特定運賃」という。）」